

租税条約適用(雇用契約を除く)についての手続き

【租税条約】

租税条約は相手国によって締約の内容が違い、同じ項目の適用であっても特別な条件が付されている場合や、項目自体が存在しないことがあります。適用にあたっては、事前に財務省および国税庁、税務署に問い合わせが必要ですので調達経理係にお知らせください。

【武蔵府中税務署への提出書類】

- ・ 短期での研究、シンポジウム参加、研究打合せ、講演等の場合 : ①②③④⑤⑥
- ・ 留学の場合 : ①②⑥⑦

下記の提出書類は通常の場合ですので、税務署の指示により提出書類が追加されることがあります。

- ① 租税条約に関する届出書(適用させる項目により様式が異なります ※被招聘者の署名が必要)
- ② パスポートのコピー(顔写真、在留資格、入国年月日が記載されたそれぞれの頁)
- ③ 招聘状のコピー
- ④ 被招聘者の海外での職業または活動内容がわかるもの
- ⑤ 講演等のパンフレット
- ⑥ 米、英、仏、豪、オランダ、スイスの場合は、「特典条項に関する付表」および「居住者証明書」

・特典条項に関する付表 (※被招聘者の署名が必要)
国税庁のホームページより入手してください。

・居住者証明書

日本入国前に必ず取得してください。入国までに入手できない場合は所定の源泉徴収が必要です。

米 : 内国歳入庁(The Internal Revenue Service , IRS)に「様式 8802」にて申請し、米国居住者証明書「様式 6166」を発行

英 : 内国歳入庁(Inland Revenue)または歳入関税庁(HMRC)にて国税庁 HP 様式に署名と官印

仏 : 税務当局(Direction generale des impots)にて国税庁 HP 様式に署名と官印

豪 : 税務当局(Australian Taxation Office)で署名と官印

オランダ・スイス: 税務当局で発行

この「居住者証明書」は被招聘者本人が居住国で取得するものです。また、それぞれの国の税務当局で発行したものが必要(住民票等は不可)であり、発行には申請から2~3ヶ月以上かかることが多いとのことです。

- ⑦ 留学生である場合はその者が在学する学校の発行する在学証明書(事前に、在留資格および入国管理局で資格外活動許可証を得ているかの確認をお願いします。)

【武蔵府中税務署への提出時期】

日本入国の日以後、最初に支払いを受ける日の前日までです。なお、武蔵府中税務署への提出が間に合わなかった場合、納税をした後に還付請求をすることは可能ですが、提出書類が追加され審査が非常に厳しくなります。

【適用不可の場合】

被招聘者が帰国する前に、適用を見込んで先生が謝金および旅費を手渡された場合で、後日、適用が認められなかった場合は、被招聘者へ手渡された金額と、大学から先生へ支払う金額に差異が生じますのでご注意ください。